

行政記録情報等の統計作成への活用状況

令和 6 年 8 月

総務省政策統括官（統計制度担当）

1 経緯、目的等

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定）においては、行政記録情報等^{（注）}の公的統計への活用の一環として、行政記録情報等の統計作成への活用実態を定期的に把握し、各府省に提供することが求められている。

これを踏まえ、総務省政策統括官（統計制度担当）において、各府省等の協力を得て、行政記録情報等を用いて経常的に作成されている統計や、統計調査における行政記録情報等の活用状況の実態を以下のとおり取りまとめた（令和 5 年 12 月末現在）。

（注）「行政記録情報等」とは、行政機関が保有する各種行政記録情報（統計調査によって得られた情報を除く。）や地方公共団体が保有する業務記録情報を指す。

具体的には、個別の法令の規定に基づいてなされる申請、届出、登録、報告等によって得られる情報や、日々の業務活動（統計調査を除く。）を通じて収集・蓄積される情報が該当する。

2 調査結果の概要

（１）統計作成における行政記録情報等の活用状況

ア 業務統計の作成状況

行政記録情報等を用いて経常的に作成されている統計（業務統計）として各府省等から報告があったものは、合計で 415 件となっている。

このうち、ホームページや刊行物で公表されているものは 413 件であり、「政府統計の総合窓口（e-Stat）^{（注）}」に掲載しているものは 182 件となっている（表 1 参照）。

（注）「政府統計の総合窓口（e-Stat）」とは、行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現することを目指し、総務省が中心となって政府全体で運営する政府統計のポータルサイトである。

表 1 業務統計の作成状況等

府省名	件数	うち e-Stat に掲載	府省等	件数	うち e-Stat に掲載
内閣官房	13(1)	2	外務省	4	4
人事院	15(1)	4	財務省	36	27
内閣府	4	1	文部科学省	46	5
警察庁	2	2	厚生労働省	79	46
個人情報保護委員会	1	0	農林水産省	40	18
消費者庁	7	1	経済産業省	15(4)	9
こども家庭庁	13	4	国土交通省	29	9
デジタル庁	1	0	環境省	26(4)	7
総務省	61	18	防衛省	13	13
法務省	15	12	合計	415(5)	182

(注) () 内の数値は、共管統計（複数の府省等が共同で作成する統計）の数であり、共管統計は、共管の府省等にそれぞれ1件と計上しているため、各府省等の対象統計数を単純合計しても、合計と一致しない。

イ 業務統計の e-Stat への掲載状況

e-Stat に掲載されている 182 件の業務統計について、統計の概要^(注1)が掲載されているものは 145 件、時系列表が掲載されているものは 87 件、分類項目・集計項目一覧^(注2)を掲載しているものは 4 件、地域区分を掲載しているものは 25 件となっている（表 2 参照）。

(注1)「統計の概要」とは、統計の目的、作成周期、作成の元データの内容、作成方法など、当該業務統計を利用するに当たって参考となる補足情報（メタデータ）を説明したもののことをいう。

(注2)「分類項目・集計項目一覧」とは、集計の際に用いる分類（産業や職業等）や区分（年齢階級・従業者規模等）、集計表の内容を一覧にしたものに関する情報のことをいう。

表 2 業務統計の e-Stat への掲載状況

府省名	e-Stat の 掲載件数	うち				
		「調査の概要（統計の概要）」の 掲載件数	「時系列表」の掲載 件数	「分類項目・集計項目 一覧」の掲載 件数	「地域区分」を登録 すべき統計 の数	「地域区分」の掲載 件数
内閣官房	2	1	1	0	0	0
人事院	4	4	1	0	0	0
内閣府	1	1	0	0	1	0
警察庁	2	2	2	0	2	2
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0
消費者庁	1	1	0	0	0	0
こども家庭庁	4	1	0	0	0	0
デジタル庁	0	0	0	0	0	0
総務省	18	9	7	0	2	2
法務省	12	12	8	0	11	10
外務省	4	4	3	0	3	2
財務省	27	21	17	1	7	0
文部科学省	5	5	3	0	0	0
厚生労働省	46	33	24	2	5	2
農林水産省	18	17	13	0	7	4
経済産業省	9	5	3	1	5	1
国土交通省	9	9	3	0	2	0
環境省	7	7	2	0	1	1
防衛省	13	13	0	0	2	1
合計	182	145	87	4	48	25

(注)「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいう。

（２）統計調査における行政記録情報等の活用状況

統計調査の実施にあたり、母集団情報の整備や調査事項の代替など、行政記録情報等を活用している事例として各府省等から報告があったものは、合計で 124 件（99 統計調査）となっている（表 3 参照）。

表 3 行政記録情報等を活用している統計調査

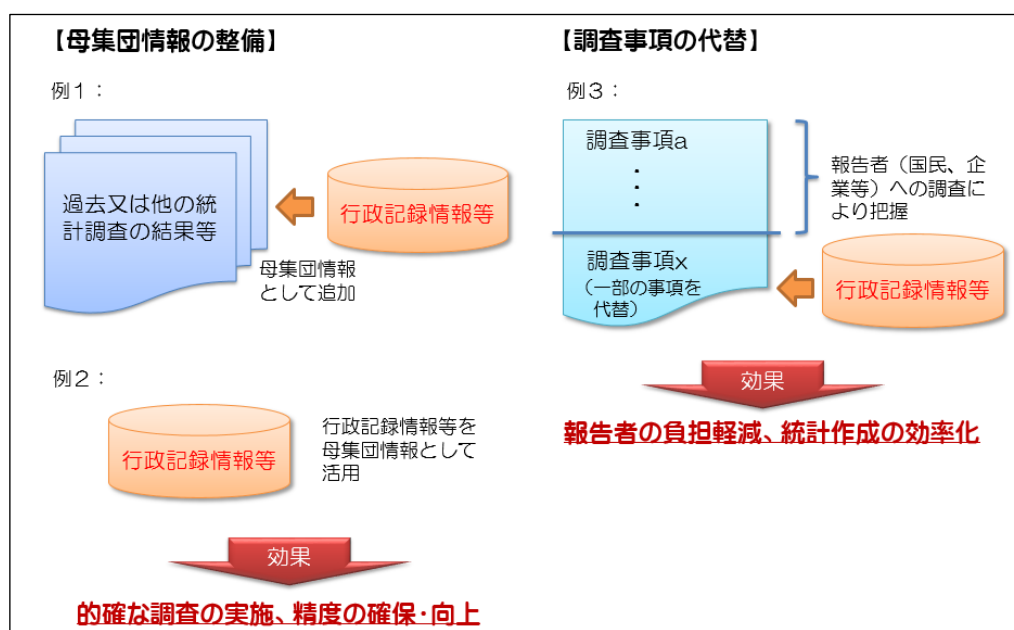
府省名	統計調査数	うち 母集団情報の 整備	うち 調査事項 の代替	うち 欠測値補完、審 査での活用等
内閣府	4	3	1	0
こども家庭庁	4	4	0	0
総務省	7(1)	5(1)	0	2
法務省	1	1	0	0
財務省	3	3	0	2
文部科学省	1	1	0	0
厚生労働省	20	11	10	4
農林水産省	14	10	6	1
経済産業省	8(1)	8(1)	2	1
国土交通省	33	31	13	1
環境省	5	4	1	0
合計	99(1)	80(1)	33	11

（注 1）（）内の数値は、共管統計（複数の府省が共同で作成する統計）の数であり、共管統計は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の対象統計数を単純合計しても、合計と一致しない。

（注 2）統計調査の件数は、統計法に基づく統計調査の承認単位で計上している。

（注 3）内数については、行政記録情報等の活用形態で 1 件と計上しているため、内数を単純合計しても、統計調査数と一致しない。

（参考）図 統計調査における行政記録情報等の活用形態



また、上記 99 統計調査について、活用している行政記録情報等の保有機関別に分類すると、表 4 のとおりとなっている。

表 4 行政記録情報等の保有機関別の活用状況

行政記録情報等の保有機関別の活用状況	件数
調査実施府省が自ら保有する行政記録情報を活用 (x)	38
調査実施府省以外の府省が保有する行政記録情報を活用 (y)	4
地方公共団体等が保有する業務記録情報を活用 (z)	37
xyz のうち、2 つ以上に該当	20
合計	99

(注) 件数は、統計法に基づく統計調査の承認単位で計上している。